

●香川県告示第46号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成19年2月13日から平成19年2月27日まで与島漁業協同組合において縦覧に供する。

平成19年2月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 発起人の住所及び氏名

坂出市櫃石460番地 東山 一
坂出市櫃石301番地 丸本 哲夫
坂出市岩黒75番地 中村 慶一

2 加入区の名称

櫃石加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

与島漁業協同組合